

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第140号

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は」の右に「、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか」を、「補助金」の右に「（以下「補助金」という。）」を加える。

第2条から第8条までを次のように改める。

（交付の目的）

第2条 補助金は、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的として交付する。

（交付の対象）

第3条 補助金の交付の対象となる活動は、前条の目的で行う講演会又は集会の開催その他の啓発活動で、市長が適当と認めるもの（以下「補助活動」という。）とする。

2 補助金の交付の対象者は、補助活動を行う団体で、本市の区域内に主たる事務所を有するものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助活動に要する費用の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により一の年度において一の団体が交付を受ける補助金の額は、1、

500,000円を超えることができない。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助活動を実施しようとする日の14日前の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、人権啓発活動補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支予算書

(2) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助活動を中止しようとするときは、人権啓発活動変更・中止承認申請書(第2号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 条例第18条第1項に規定する報告書は、人権啓発活動実績報告書(第3号様式)とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の補助活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(3) その他別に定める書類

(補助金の概算払)

第8条 市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助活動の完了前に、補助金の交付予定額の一部について概算払をすることがある。

2 交付決定団体は、前項の概算払を受けようとするときは、人権啓発活動補助金概算払請求書（第4号様式）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第9条から第11条までを削り、第12条を第9条とする。

第1号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、「（記名押印又は署名）」及び「㊟」を削り、「京都市人権啓発活動補助金交付規則第4条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

人権啓発活動 ^{変更} 承認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー

京都市人権啓発活動補助金交付規則第6条の規定により <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請します。	
活 動 の 名 称	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
変更の理由及び内容又は 中止の理由	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第3号様式（第7条関係）

人権啓発活動実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の主たる事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により活動の実績を報告します。	
活 動 の 名 称	
活 動 の 実 施 場 所	
活動の実施日又は実施期間	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
活動の概要	活動内容
	参加人数
	特記事項

第4号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に、「京都市人権啓発活動補助金交付規則第9条第2項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市人権啓発活動補助金交付規則第5条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)